

令和2年第5回 安芸太田町農業委員会 議事録 (第5号)

招 集 年 月 日	令和2年5月27日			
招 集 の 場 所	筒賀支所 大会議室			
開閉会日時及び 宣 告	開会	令和2年5月27日9時30分	議長 河本 穂津雄	
	閉会	令和2年5月27日10時35分		
応(不応)招委員及び 出席並びに欠席委員 出 席 7 名 欠 席 2 名 凡 例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す △㊟ 公務欠席を示す	議席番号	氏 名	出席等の別	
	1	栗栖 眞知子	○	
	2	寺田 光浦里	○	
	3	三原 朋之	△	
	4	木下 博志	△	
	5	沖 貴雄	○	
	6	富永 富幸	○	
	/			
	8	佐藤 潤	○	
	9	栗栖 芳秋	○	
	10	河本 穂津雄	○	
議事録署名委員	6番	富永 富幸		
	8番	佐藤 潤		

議長	<p>本日の出席委員は 7 名です。出席委員が過半数を超えていますので、総会は成立いたします。(9:30)</p> <p>これより第 5 回安芸太田町農業委員会総会を開催します。この会議の議事録の署名者を議長において指名しても異議ありませんでしょうか。</p> <p>(全員異議なし)</p>
議長	<p>全員異議なしと認めます。よって議事録署名者に 6 番委員と 8 番委員を指名いたします。会議書記の指名を行います。本日の会議書記に農業委員会事務局職員、小笠原文麿氏と鬼田貴樹氏を指名します。</p>
議長	<p>それでは、今回提案された議案第 28 号から議案第 34 号について事務局より提案説明と朗読をさせます。それでは、事務局より提案説明をお願いします。</p> <p>(事務局議案の提案説明と朗読)</p>
議長	<p>それでは、議案第 28 号について、2 番委員より説明をお願いいたします。</p>
2 番委員	<p>議案第 28 号、議案書の 2 ページをご覧ください。5 月 20 日に、行政書士の ■■■さん立ち会いのもと、現地確認を行いました。申請地は、木坂の ■■■ から鉄道用地を挟んだ裏手、奥の方になります。私が確認したところ、申請地周辺の一部の畑を除き、ほとんど耕作されておりました。■■■さんの話では、他の石垣や水路を変えることなく、このままの状態です。議渡人の ■■■さんは高齢になり、耕作することができなくなっていたところ、太陽光パネルで土地の有効活用ができるということを知り、この度の転用申請に至ったということになります。なお、この転用により、他の耕作地に悪影響を及ぼすことはありません。以上のことから、許可相当と判断しました。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>続いて、議案第 29 号について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第 29 号の説明をさせていただきます。議案書の 1 ページ及び 3 ページ並びに資料 1 をご覧ください。■■■さんの代理人であります行政書士の ■■■さんによります非農地証明申請です。申請地は、安芸太田町役場本庁から西へ約 10km 進んだ場所に位置しております。担当地区の農業委員が欠員のため、事務局職員 2 名で現地調査をいたしました。調査結果としましては、資料 1 のとおりで、3 枚目と 4 枚目に現況写真を添付させていただいておりますが、桜や柿のような樹木が植生し、また、周辺にイタドリも確認されました。柿のような樹木が見受けられたため、作付けの可能性も考えられましたが、とても管理はされておらず、耕作しているとはいえ現況でした。以上の調査結果から、農地への復旧は困難なため、非農地と判断しました。審議のほどよろしくお願</p>

<p>議長</p>	<p>いします。</p> <p>続いて、議案第 30 号について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第 30 号の説明をさせていただきます。この案件は、安芸太田町長職務代理者より、安芸太田農業振興地域整備計画の変更について、意見を求められております。資料 2 をご覧ください。今回、社会情勢の変動、自然、社会、経済諸条件等から総合的に判断し、やむを得ないと認められる墓地、太陽光パネル用地、広場、駐車場、資材置場用地として、また、農村生活の利便性の向上を図るため、携帯電話基地局用地として利用したいので、農用地区域から除外したいとの申請があり、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 及び同法施行令第 3 条の規定により、関係機関の広島市農業協同組合、太田川森林組合、安芸太田町農業委員会より意見を聴くものとなっています。除外について、1 点目に、当該変更に係る農地を農地以外の用途にすることが適当であつて、他に代替地がないと認められること。2 点目に、当該変更により、農地の集団化、農作業の効率化、その他農業上の利用に支障を及ぼす恐れがないと認められること。という 2 つの要件が満たされるかを審議していただきたいと思えます。内容は、2 ページ目及び 3 ページ目をお開きください。位置番号 1 番の墓地が 29 m²、2 番の太陽光パネル用地が 1,232 m²、3 番の太陽光パネル用地が 1,545 m²、4 番の太陽光パネル用地が 2,748 m²、5 番の太陽光パネル用地が 1,688 m²、6 番の広場用地が 317 m²、7 番の駐車場及び資材置場用地が 204 m²、8 番の携帯電話基地局用地が 24 m²、9 番の駐車場用地が 410 m²、10 番の携帯電話基地局用地が 4 m²、合計 10 件で 8,201 m²です。図面等につきましては、位置番号 1 番が 13 から 15 ページ、2 番が 16 から 18 ページ、3 番が 19 から 21 ページ、4 番が 22 から 24 ページ、5 番が 25 から 28 ページ、6 番が 29 から 31 ページ、7 番が 32 から 34 ページ、8 番が 35 から 37 ページ、9 番が 38 から 40 ページ、10 番が 41 から 43 ページに、それぞれ添付しております。以上で、説明を終わらせていただきます。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>続いて、議案第 31 号について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第 31 号の説明をさせていただきます。農用地利用集積計画の諮問についてです。資料 3 をご覧ください。本議案につきましては、安芸太田町長職務代理者より令和 2 年 5 月 1 日付けで農用地利用集積計画の決定を求められているものです。この計画で申請されている借り受ける個人及び法人が、1 点目に、耕作の事業に供すべき農地について耕作及び管理を行うことができると認められること。2 点目に、農作業に常時従事できると認められること。3 点目に、農業によって自立しようとする意欲と能力を有する者と認められること。という 3 つの要件が今後において満たされるかを農業委員会で審議していただき、町長に答申するものとなっております。まず、1 ページ目が■■■■■■■■■■さんから■■■■■■■■■■さんへ、2 ページ目が■■■■■■■■■■さんから■■■■■■■■■■さんへ、それぞれ農地の</p>

	<p>貸し付けを行うものです。それぞれ穴地区の計画で、筆数が合計 4 筆、面積が合計 1,812 m²です。次に、3 ページ目が■■■■さんから■■■■さんへ農地の貸し付けを行うものです。田吹地区の計画で、筆数が合計 3 筆、面積が合計 1,026 m²です。最後に、4 ページ目が■■■■さんから一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団理事長へ農地の貸し付けを行うものです。土居地区の計画で、筆数が 1 筆、面積が 998 m²です。5 ページ目及び 6 ページ目は、利用権設定に係る共通事項です。7 ページ目及び 8 ページ目は、利用権設定を受ける者の農業経営の状況です。今回の利用権設定の計画は、借り受け案件が合計 4 件で、筆数が合計 8 筆、面積が合計 3,836 m²です。申請内容の詳細につきましては、資料 3 をご参照ください。以上で、説明を終わらせていただきます。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>続いて、議案第 32 号について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第 32 号の説明をさせていただきます。農地等の利用の最適化に関する指針の変更についてです。資料 4 をご覧ください。農業委員会等に関する法律第 7 条第 1 項の規定により、農業委員会は農地等の利用の最適化に関する指針を定めることとされております。また、同条第 2 項の規定により、指針を定めるとき、または、指針を変更するときは農地利用最適化推進委員の意見を聴かなければならないとされております。本議案は、すでに策定済みの指針について変更をしようとするものです。今回、資料 4 の変更案についてご審議いただいたうえで、明日開催の農地利用最適化推進委員会議で推進委員さんから意見聴取を行い、最終的には次回の農業委員会総会で変更案の決定を行いたいと考えております。資料 4 の左側が変更前、右側が変更案です。数値や文章表現の変更をした箇所については、黄色のマーカーで印をつけております。それでは、内容についてご説明いたします。変更前の 1 番と 2 番については削除し、変更前の 3 番の遊休農地の解消についてを変更案の 1 番としております。変更案の 1 番、遊休農地の解消について、括弧 1、遊休農地の解消の現状及び目標ですが、令和 2 年 3 月の現状は、管内農地面積が 906ha、遊休農地面積が 26.2ha、割合が 2.8%です。令和 5 年 3 月の 3 年後の目標は、管内農地面積が 906ha、遊休農地面積が 23.2ha、割合が 2.5%です。3 年後の遊休農地面積の目標数値を 23.2ha と設定した理由は、1 年 1ha ずつ遊休農地の解消を目指せばと考えたからです。なお、注意書きとして 1 番、管内農地面積は、農地台帳面積としております。2 番、遊休農地面積は、農地法第 30 条第 1 項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第 32 条第 1 項第 1 号及び第 2 号のいずれかに該当する農地の総面積としております。括弧 2、遊休農地の解消についての具体的な取り組みですが、ア、広島市等の研修制度を活用して、遊休農地を対象に新規就農者を受け入れ、その解消を図る。イ、農地の利用状況調査によって区分された遊休農地については、農地所有者への働きかけや利用意向調査等を行い、農地所有者に対する農地の有効活用の促進を図る。ウ、農地の利用状況調査によって区分された荒廃農地については、現況に応じて非農地判断を行い、守るべき</p>

農地を明確にするとしております。アについては、ひろしま活力農業経営者育成事業のことを指しております。この事業は、約 6 反から 7 反ほどの遊休農地を活用して新規就農者を受け入れるため、その面積の遊休農地の解消が見込めます。1 年のうちに 1ha の遊休農地の面積を解消するためには、残り約 4 反から 3 反ほどの遊休農地を解消しなければならないのですが、それにつきましては、町内で農業を営む法人や個人の就農者の方に経営規模の拡大を促進して解消していければと考えております。次のページをお開きください。変更案の 2 番、担い手への農地利用の集積について、括弧 1、担い手への農地利用の集積の現状及び目標ですが、令和 2 年 3 月の現状は、管内農地面積が 906ha、集積面積が 8.5ha、集積率が 0.9%です。令和 5 年 3 月の 3 年後の目標は、管内農地面積が 906ha、集積面積が 11.5ha、集積率が 1.2%です。3 年後の集積面積の目標数値を 11.5ha と設定した理由は、先ほどの 1 年 1ha ずつの遊休農地の解消とともに担い手への集積を目指せればと考えたからです。なお、注意書きとして 1 番、管内農地面積は、農地台帳面積としております。2 番、集積面積は、担い手へ利用集積等されている農地の総面積としております。括弧 2、担い手への農地利用の集積についての具体的な取り組みですが、ア、集落の話し合いの場に積極的に参加し、農業の将来の展望とそれを担う経営体を明確にする。イ、町、農地中間管理機構、農協等と連携し、農地利用最適化推進委員会を中心に、地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の利用権の設定を推進する。また、農地の区画の形状が悪く、受け手がいない地域では、日本型直接支払制度等の活用と併せて集落営農の組織化、法人化、新規参入の受け入れを推進するなど、地域の応じた取り組みを推進する。ウ、認定農業者や新規就農者等担い手の規模拡大を支援する。そのために、担い手と意見交換を行うなど連携を進める。利用状況調査時にあっせん可能な優良農地の把握に努める。規模拡大に必要な農地をあっせんできるよう、所有者の意向を確認するとしております。次のページをお開きください。変更案の 3 番、新規参入の促進について、括弧 1、新規参入の促進の現状及び目標ですが、令和 2 年 3 月の現状は、個人の新規参入者数が 5 人、法人の新規参入者数が 2 法人です。令和 5 年 3 月の 3 年後の目標は、個人の新規参入者数が 8 人、法人の新規参入者数が 5 法人です。3 年後の新規参入の目標数値については、個人、法人ともに 1 年に 1 人ないし 1 年に 1 法人ずつの促進を目指せればと考えております。括弧 2、新規参入の促進についての具体的な取り組みですが、ア、広島市等の研修制度を活用して、意欲ある担い手の確保・育成に向けた取り組みを支援する。イ、関係機関と連携して、就農相談から就農後のフォローアップまでの体制の充実を図る。ウ、新規参入者の地域受け入れ条件の整備を図るとしております。以上、今回提案させていただきました安芸太田町農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針についてご審議いただき、変更しようとするものです。審議のほどよろしく申し上げます。

議長

続いて、議案第 33 号について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局	<p>議案第 33 号の説明をさせていただきます。農用地利用配分計画の諮問についてです。本議案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、安芸太田町農業委員会へ意見を求められているものです。資料 5 をご覧ください。一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団、理事長、池田浩二から株式会社■■■■、代表取締役、■■■■へ利用権設定を行う農用地利用配分計画になります。この計画につきましては、この計画で農地の借り受けを行う者が、1 点目に、耕作の事業に供すべき農地について耕作及び管理をすることができると認められること。2 点目に、農作業に常時従事できると認められること。という 2 つの要件が今後において満たされるかを町長へ答申するものとなっております。内容についてですが、表紙をめくっていただき、まず、利用権の設定をする者が一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団、理事長、池田浩二です。次に、利用権の設定を受ける者が株式会社■■■■、代表取締役、■■■■です。そして、利用権を設定する土地についてですが、土居地区で、筆数は 1 筆、面積は 998 m²です。利用権の設定期間につきましては、始期が公告日の翌日で終期が令和 11 年 12 月 31 日となっております。申請内容の詳細につきましては、資料 5 をご参照ください。以上で、説明を終わらせていただきます。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>続いて、議案第 34 号について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第 34 号の説明をさせていただきます。農業委員会委員の辞任についてです。資料 6 をご覧ください。令和 2 年 5 月 18 日付けで、第 3 番■■■■委員より、農業委員会会長宛に辞任届の提出がございました。農業委員会等に関する法律第 13 条第 1 項には、委員は、正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができるものと規定されております。資料 6 より、辞任の理由につきましては、一身上の都合とありますが、3 番委員さんは近年、集出荷などの農作業を一人でされており、総会への出席が難しく、以前より、辞任の意向がありました。農業委員の業務の一つである農地の所有権移転や農地転用などの申請に係る現地調査については行っていただいておりますが、この業務の遂行も難しいため、この度辞任届を提出されております。本日、農業委員会から議決がいただければ、安芸太田町長の同意をもって、正式に辞任という運びとなります。また、後任の委員の補充でございますが、安芸太田町農業委員会の委員選任に関する規則第 10 条第 2 項の規定により、農業委員の欠員がその定数の 3 分の 1 を超えた場合は、この規則に定める手続きに基づき、速やかに農業委員を補充しなければならない、という規定があることから、当面この規定を適用させていただきます。補充は行いません。以上で、説明を終わらせていただきます。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>議案第 31 号と議案第 33 号につきましては、■■■■さんに関する案件で、会長さんをご退席していただくこととなりますので、ご了承ください。</p>

議長	了解しました。
議長	それでは、議案第 28 号について質疑を許します。 (全員質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。それでは、議案第 28 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第 28 号につきましては承認決定いたしました。
議長	続いて、議案第 29 号について質疑を許します。
議長	この件は、何か目的があるんかの。
事務局	目的は地目変更です。
4 番委員	管理されてないわけじゃないと思うんですよね。
事務局	それがですね、現地確認の前に代理人の行政書士から話を聞いたんですが、申請にあたって農業委員会が現地確認をしに行くという話を所有者へされたことによって、所有者が焦って草を軽く刈ってしまったそうなんです。なので、管理されているように見えてしまっているのですが、実際のところ現地は樹木が植生している現状でした。
議長	他に質疑はありませんか。 (全員質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。それでは、議案第 29 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第 29 号につきましては承認決定いたしました。
議長	続いて、議案第 30 号について質疑を許します。 (全員質疑なし)

議長	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第 30 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 30 号につきましては承認決定いたしました。</p>
議長	<p>続いて、議案第 31 号及び議案第 33 号ですが、私が関係しておりますので、この議案につきましては、職務代理者の 1 番委員さんに進行を務めていただきます。</p> <p>(議長退席)</p>
1 番委員	<p>それでは、議案第 31 号について質疑を許します。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
1 番委員	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第 31 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
1 番委員	<p>挙手多数でありますので、議案第 31 号につきましては承認決定いたしました。</p>
1 番委員	<p>続いて、議案第 33 号について質疑を許します。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
1 番委員	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第 33 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
1 番委員	<p>挙手多数でありますので、議案第 33 号につきましては承認決定いたしました。</p> <p>(議長着席)</p>
議長	<p>続いて、議案第 32 号について質疑を許します。</p>
4 番委員	<p>資料 4 番の管内農地面積が 938ha から 906ha に変わっているのはなぜでしょうか。</p>

事務局	変更前の数値は 938ha ですが、これは農林業センサスの数値でございまして、今回設定しているのは、農地台帳の数値ですので、数値が変わっております。農林業センサスは、5年に1回の調査で、変更前はその調査に基づく数値を設定しております。
4番委員	集積面積が約 100ha であったものが 8.5ha と変わっているのはなぜでしょうか。
事務局	変更案に注意書きで記載させていただいているのですが、認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、特定農業団体と、この方々を担い手として定義づけしまして、この方々に現状の令和2年3月現在で集積されている面積がトータルで 8.5ha です。変更前の数値は、担い手の定義づけがされておらず、これまでに管内すべての農業者に対して利用権設定などで農地の貸し付けが行われた農地面積の累計だと思われまますので、その点を変更しました。
議長	現状やら課題やら削除しとるが、問題ないんかの。
事務局	農業委員会等に関する法律第7条第1項第1号と第2号に、指針の策定事項が、農地等の利用の最適化の推進に関する目標及び方法と定められているため、特段問題はないと思われまます。また、他市町の指針を見させていただきますと、同じようなかたちで示されているところもありますので、その点は問題ありません。
4番委員	新規参入者は、いつまでが新規として扱われるのか。
事務局	この数値は3年ごとの累計で示しております。変更前の最終の数値に、3年後の目標数値を足したかたちで示しておりますので、どのような示し方が最善か、意見をいただければと思いまます。
4番委員	さっきの集積面積のところでは数値を絞ったじゃないですか。だから、この新規参入者数もどこかで線引きして切るといのはどうでしょうか。
事務局長	二段書きしておけば見やすいかもしれないですよ。例えば、3年で切るなら3年間だけの数値を表記するでありますとかね。そうすると、過去からの経緯が分かりやすくなると思いまますよ。
4番委員	そうですね、それなら見やすくわかりやすいと思いまます。
事務局	今のご意見のとおり修正しまます。
議長	遊休農地面積は、うち面積かいの。

事務局	はい、うち面積です。
議長	法人化についてだが、4番委員は法人化した、他はどうなんかの。
事務局	他の新規就農者については、今のところ目途は立っておりません。
議長	他に質疑はありませんか。
	(全員質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。
議長	議案第32号につきましては、事務局からの説明にありましたように、明日の推進委員会議の中で推進委員からも意見聴取を行ったうえで決定したいと思いますので、継続審議とさせていただきます。このことについて、異議はありませんでしょうか。
	(全員異議なし)
議長	それでは、議案第32号につきましては継続審議とさせていただきます。
議長	続いて、議案第34号について質疑を許します。
	(全員質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。それでは、議案第34号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第34号につきましては承認決定いたしました。
議長	次に報告事項に入ります。事務局より報告事項の説明をお願いします。
事務局	報告事項の説明を4点させていただきます。1点目に、農地法第3条の3第1項の規定による届出書が出ております。資料7をご覧ください。安芸太田町大字津浪の■■■■さんによります相続の届出になります。届出に係る土地の所在、地番、地目、面積、利用状況等は記載のとおりです。農業委員会によるあっせん等の希望の有無はございませんでした。2点目に、農地転用許可後の工事進捗状況について、■■■■株式会社、代表取締役、■■■■より報告書が出ております。資料8をご覧ください。この件は、令和2年2月18日付けで

許可をしました、XXXXXXXXXX株式会社によります農地の砂利採取への一時転用事案の許可後から 3 か月後の報告になります。一時転用の概要としては、1 番から 5 番までのとおりです。進捗状況については 6 番ですが、現在、工事中であり、砂利採取業務としては割合的に 100%のうちの 5%ということです。業務内容としては備考欄にあります。採取場への進入路の作成、外周防護柵の設置、表土の剥ぎ取り、搬出の作業中ということです。現況写真については裏面のとおりです。なお、今後は許可後から 1 年後、2 年後、3 年後に報告書を出していただき、3 年後に出していただいた報告書をもちまして完了届とする予定です。3 点目は、農業委員会の改選についてです。前回、報告いたしました募集概要を、再度、資料 9 として配布させていただいております。募集に関する説明につきましては、前回の総会でお伝えしたとおりです。また、募集用紙をクリップ止めで配布させていただいております。再任も可能でございますので、もし応募のご希望がございましたら、ぜひご応募いただければと思います。よろしくお祈りします。最後に、ひろしま活力農業経営者育成事業について、報告がございます。資料 10 をご覧ください。4 月の総会でお示しました活力候補地ということで、前回は 7 か所お示しさせていただいておりましたが、この度、詳細な現地確認等行いまして、3 か所に絞り、本日はご説明させていただこうと思います。筒賀地区におきます団地化ということなんですけれども、前回、筒賀地区の小原、本郷とございましたが、現地確認したところ、一筆ごとがせまく、形もいびつでございまして、高低差も大きく、難しいと判断しております。上殿地区におきましては、道の駅など他の計画も多くございまして、計画後に考えることができればと思っております。また、観光農園などのニーズもありますので、そういったことも視野に入れて検討していければということで、今回は外しました。それから、与一野地区も前回、お示したのですが、XXXXXXXXXXさんを中心としまして集積を検討しているということもございまして、見送ることとしております。それでは、資料の地図にお示ししております数船、三郷、正地というところを詳しくご説明したいと思います。今回、現地確認と、それから縮尺をもってビニールハウスが入ったらこうなるだろうとお示しさせていただいております。まず、数船でございます。現況はすべて休耕地となっております。中山間の取組みに入っておられる関係上、草刈り等は毎年されており、適切な管理はされております。こちらの関係者は 4 名で筆数は 20 筆、総面積が 5,687 m²です。こちらの課題としましては、この面積が示すとおりなんです、余白地が大変少なくございまして、たい肥、外葉などの残渣置場、農業機械の出し入れなど、大変厳しいところがあるのではないかと考えております。地権者の方には、まだお話ししていない状況でして、休耕地を中心に探しておるのが現状でございます。3 地区とも同様です。次に、三郷地区でございます。場所がXXXXXXXXXX石油の下側になります。現在、一部休耕地で、1 番から 3 番の辺りが休耕になっておりまして、その他は耕作、あるいはXXXXXXXXXXさんの受託で耕作されておる場所でございます。こちらに当てはめてみますと、パイプハウスは、50m のものが 10 棟入るようなかたちの計画にはできるのですが、関係者の方は 5 名、11 筆の 7,585 m²です。課題という課題ではないかもしれませんが、通学

	<p>路としての要望を地元の方からいただいております、建設課も県の方に要望しておるといふこともあつて、少し離れて設置が必要かというところがあります。最後に、正地でございます。正地は、上殿のポプラの対岸辺りでございます。こちらは、一部水稲がございまして、1番と2番が現在、水稲を作っておられます。それ以外は、すべて休耕となっております、日当たり等も考え、川寄りの山から離れたところを適地とみなして検討しております。関係者は6名で、13筆の7,193㎡です。こちらの課題としましては、調整棟への三差路が狭く、現状では大きな車が入れず、道路改良を伴うかと思われまゝ。以上、3地区を現地確認等含めて当てはめをさせていただきました。担当の委員さんにおかれましては、ぜひ一緒に地権者の方にあたらせていただき、令和3年の計画に乗ることができますよう進めさせていただきます。ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。以上です。</p>
議長	報告事項について質疑はありますでしょうか。
4番委員	三郷の方の高低差はどれくらいですか。
事務局	8番と9番と10番につきましては、そのままですね。6番と7番につきましては、少し掘り下げたりすることが必要になるかと思ひます。それから、4番と5番、1番と2番と3番も段差がございまして、それでいきますと、数船に関しては、真ん中に農道がございまして、これを境に分かれております。1番から8番までの面はほぼ同じような高さでございまして、9番から12番までの面が少し下がっております。最後に、正地につきましては、すべてまち倒しなどはございませんで、それぞれの田んぼに入るような配置ができるようにしております。高低差というものはそのまま工事費に関係しますので、なるべくそういったものが無いような場所を選びたいと思ひます。
議長	正地は■■番地から■■番台にかけて上がっていきよるよね。
事務局	そうですね。あの一帯については段になっております。
議長	■■番台は平地になつとるような気がするんだが。
4番委員	■■さんに全部やらせてもらえばいいんじゃないですか。ただ、段差が無いのであれば、その分費用をかけずにできると思ふので、ここを選ぶのであれば極力段差のないところがいいと思ひますね。
議長	他にありませんか。
	(全員質疑なし)

議長	<p>以上で本日の審議は終了いたしました。</p> <p>なお、休会中も引き続き審査、調査をすることを許します。</p> <p>これをもちまして、提案した議案はすべて審議されました。これで、第 5 回安芸太田町農業委員会総会を閉会します。(10 : 35)</p> <p>以上、相違のないことを証明するため、議事録の署名者とともに署名する。</p> <p>議 長</p> <p>6 番委員</p> <p>8 番委員</p>
----	---